

介護老人保健施設三滝ひまわり運営規程 (短期入所療養介護事業)

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人みやうちが開設する介護老人保健施設三滝ひまわり（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 短期入所療養介護は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう行なう。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」に過ごすことができるようサービス提供を行なう。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。

6 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上を目指す。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設三滝ひまわり |
| (2) 開設年月日 | 平成14年11月1日 |
| (3) 所在地 | 広島市西区三滝本町二丁目13番34-2号 |
| (4) 電話番号 | 082-230-8777 |
| (5) 管理者名 | 仙波 真弓 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（3450280130号） |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 管理者 | 1名（管理者と医師は兼務することがある） |
| (2) 医師 | 2名（常勤1名、非常勤1名） |
| (3) 薬剤師 | 2名（非常勤2名） |
| (4) 看護職員 | 17名（常勤16名、非常勤1名） |
| (5) 介護職員 | 29名（常勤27名、非常勤2名） |
| (6) 支援相談員 | 3名（常勤2名、非常勤1名） |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 9名（常勤8名、非常勤1名） |
| (8) 管理栄養士 | 2名（常勤） |
| (9) 介護支援専門員 | 2名（常勤） |
| (10) 事務長 | 1名（常勤） |
| (11) 事務職員 | 3名（常勤） |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医薬品の供給、管理、調剤並びに医薬品の適正な使用に必要な情報の提供にあたる。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務長は、施設の運営管理全般に関することを行う。
- (11) 事務職員は、事務長の補佐、経理事務並びにその他事務全般の処理にあたる。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、110人とする。

(短期入所療養介護の内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の支援をする。

2 介護保健施設短期入所療養介護費（I）の人員体制とする。

(利用者の負担額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、教養娯楽費、室料、理美容代、電気製品持込料、特別な食事、行事費、健康管理費、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

利用料金表

- | | |
|--|--------------------------------|
| (1) 保険給付の自己負担額 | 厚生労働大臣が定める額 |
| (2) 室料（ご希望の方のみ） | |
| ・ 1人部屋 | 2,000円/日 |
| ・ 2人部屋 | 1,000円/日 |
| (3) 日用品費（ご希望の方のみ） | 100円/日 |
| (リンス・インシャンプー10円/日、ボディシャンプー10円/日、バスタオル10円/日、タオル10円/日、おしぼり60円/日) | |
| (4) 教養娯楽費（ご希望の方のみ） | 実費 |
| (5) 理美容代（ご希望の方のみ） | 実費 |
| (6) 特別な食事（ご希望の方のみ） | 実費 |
| (7) 電気製品持込料（ご希望の方のみ） | 100円/日（1点につき） |
| (8) 文書料 | 550円以上/枚 |
| (9) 食費 | 1,650円/日（朝食450円、昼食650円、夕食550円） |
| (10) 滞在費 | 1,740円/日（1人部屋） |
| | 500円/日（2人部屋、4人部屋） |

※（2）（6）（7）（8）は消費税抜きの金額です。

※ 滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、広島市西区とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者が外出または外泊しようとするときは、所定の手続きを行い、外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出なければならない。
- (2) 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (3) 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - ①他人に迷惑を及ぼすこと
 - ②自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ③指定した場所以外で火気を使用すること
 - ④故意に施設もしくは物品を破損し、またこれらを施設外に持ち出すこと
 - ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
 - ⑥営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行い、または斡旋すること

(非常災害対策)

第12条 管理者は自然災害、火災等の防災対策について、別に定める消防計画に基づき計画的な訓練の実施と防災用設備等の維持管理を図り、利用者の安全に万全を期するものとする。

2 前項のうち避難訓練は、年2回以上行う。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人みやうちの就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(守秘義務)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を行う。

- 2 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から予め同意を得る。
 - (1) 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
 - (2) 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

(賠償責任)

第19条 短期入所療養介護の提供に伴って、当施設の帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとする。

2 利用者の帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償する。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、状況を把握し次のとおり対処する。また、リスクマネジメント委員会において事故発生の再発予防に努める。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故の内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。

(身体拘束)

第21条 当施設は原則として利用者に対し身体的拘束を行なわないこととする。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合には、当施設の施設長又は医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、利用者等又はその家族へ説明する。身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について利用者等またはその家族へ説明する。解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業を行い記録する。又、身体拘束の必要がなくなった場合は直ちに拘束を取りやめることとする。身体拘束委員会を定期的に開催し、身体拘束の防止に努めるものとする。

(利用者等の虐待防止)

第22条 当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援を実施する。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。支援相談員が窓口となり、担当者による会議で検討し、苦情処理困難な場合は国保連、保険者等と連携を図り、決定した今後の方針について苦情申し立て者へのフィードバックの充実を図る。
- 3 短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人みやうちの理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成14年11月1日より施行する。

この運営規程は、平成15年7月25日一部改正。

この運営規程は、平成16年3月1日一部改正。

この運営規程は、平成16年4月1日一部改正。

この運営規程は、平成16年9月1日一部改正。

この運営規程は、平成17年10月1日一部改正。

この運営規程は、平成20年8月1日一部改正。

この運営規程は、平成25年1月1日一部改正。
この運営規程は、平成25年4月1日一部改正。
この運営規程は、平成25年6月1日一部改正。
この運営規程は、平成25年11月1日一部改正。
この運営規程は、平成26年4月1日一部改正。
この運営規程は、平成26年9月1日一部改正。
この運営規程は、平成29年4月1日一部改正。
この運営規程は、2020年11月1日一部改正。
この運営規程は、2022年5月1日一部改正。
この運営規程は、2024年4月1日一部改正。

介護老人保健施設三滝ひまわり運営規程 (介護予防短期入所療養介護事業)

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人みやうちが開設する介護老人保健施設三滝ひまわり（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の支援を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において総合的なサービス提供を受けることができるよう行なう。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」に過ごすことができるようサービス提供を行なう。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。

6 公共性、公益性を踏まえ、利用者や家族に安心感、満足感を提供できる環境の確保と向上を目指す。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設三滝ひまわり |
| (2) 開設年月日 | 平成14年11月1日 |
| (3) 所在地 | 広島市西区三滝本町二丁目13番34-2号 |
| (4) 電話番号 | 082-230-8777 |
| (5) 管理者名 | 仙波 眞弓 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（3450280130号） |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 管理者 | 1名（管理者と医師は兼務することがある） |
| (2) 医師 | 2名（常勤1名、非常勤1名） |
| (3) 薬剤師 | 2名（非常勤2名） |
| (4) 看護職員 | 17名（常勤16名、非常勤1名） |
| (5) 介護職員 | 29名（常勤27名、非常勤2名） |
| (6) 支援相談員 | 3名（常勤2名、非常勤1名） |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 9名（常勤8名、非常勤1名） |
| (8) 管理栄養士 | 2名（常勤） |
| (9) 介護支援専門員 | 2名（常勤） |
| (10) 事務長 | 1名（常勤） |
| (11) 事務職員 | 3名（常勤） |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医薬品の供給、管理、調剤並びに医薬品の適正な使用に必要な情報の提供にあたる。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の介護予防短期入所療養サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の介護予防短期入所療養サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務長は、施設の運営管理全般に関することを行う。
- (11) 事務職員は、事務長の補佐、経理事務並びにその他事務全般の処理にあたる。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、110人とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の支援をする。

(利用者の負担額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、教養娯楽費、室料、理美容代、電気製品持込料、特別な食事、行事費、健康管理費、その他の費用等利用料を別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

利用料金表

- | | |
|---|------------------------------------|
| (1) 保険給付の自己負担額 | 厚生労働大臣が定める額 |
| (2) 室料 (ご希望の方のみ) | |
| ・ 1人部屋 | 2,000円/日 |
| ・ 2人部屋 | 1,000円/日 |
| (3) 日用品費 (ご希望の方のみ) | 100円/日 |
| (リンス・インシャンプー 10円/日、ボデーシャンプー 10円/日、バスタオル 10円/日、タオル 10円/日、おしぼり 60円/日) | |
| (4) 教養娯楽費 (ご希望の方のみ) | 実費 |
| (5) 理美容代 (ご希望の方のみ) | 実費 |
| (6) 特別な食事 (ご希望の方のみ) | 実費 |
| (7) 電気製品持込料 (ご希望の方のみ) | 100円/日 (1点につき) |
| (8) 文書料 | 550円以上/枚 |
| (9) 食費 | 1,650円/日 (朝食 450円、昼食 650円、夕食 550円) |
| (10) 滞在費 | 1,740円/日 (1人部屋) |
| | 500円/日 (2人部屋、4人部屋) |

※ (2) (6) (7) (8) は消費税抜きの金額です。

※ 滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定

証に記載された金額を1日当たりの料金とする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、広島市西区とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 利用者が外出または外泊しようとするときは、所定の手続きを行い、外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出なければならない。
- (2) 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (3) 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - ①他人に迷惑を及ぼすこと
 - ②自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ③指定した場所以外で火気を使用すること
 - ④故意に施設もしくは物品を破損し、またこれらを施設外に持ち出すこと
 - ⑤施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
 - ⑥営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行い、または斡旋すること

(非常災害対策)

第12条 管理者は自然災害、火災等の防災対策について、別に定める消防計画に基づき計画的な訓練の実施と防災用設備等の維持管理を図り、利用者の安全に万全を期するものとする。

2 前項のうち避難訓練は、年2回以上行う。

(職員の服務規律)

第13条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第14条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第15条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人みやうちの就業規則による。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに、蔓延することがないよう水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(守秘義務)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を行う。

2 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び家族から予め同意を得る。

- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
- ② 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

(賠償責任)

第19条 介護予防短期入所療養介護の提供に伴って、当施設の帰すべき事由によって、利用者が被害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとする。

2 利用者の帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償する。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に転落、転倒、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、状況を把握し次のとおり対処する。また、リスクマネジメント委員会において事故発生の再発予防に努める。

- (1) 必要に応じて病院等で受診し治療を受ける。
- (2) 家族等への事故の内容、状況を報告する。
- (3) 必要に応じて警察へ連絡する。
- (4) 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。

(身体拘束)

第21条 当施設は原則として利用者に対し身体的拘束を行なわないこととする。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う。この場合には、当施設の施設長又は医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、利用者等又はその家族へ説明する。身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過について利用者等またはその家族へ説明する。解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業を行い記録する。又、身体拘束の必要がなくなった場合は直ちに拘束を取りやめることとする。身体拘束委員会を定期的に開催し、身体拘束の防止に努めるものとする。

(利用者等の虐待防止)

第22条 当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じる。
- (2) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上を図る。
- (3) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (4) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援を実施する。。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。支援相談員が窓口となり、担当者による会議で検討し、苦情処理困難な場合は国保連、保険者等と連携を図り、決定した今後の方針について苦情申し立て者へのフィードバックの充実を図る。

3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人みやうちの理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

この運営規程は、平成20年8月1日一部改正。

この運営規程は、平成25年1月1日一部改正。

この運営規程は、平成25年4月1日一部改正。

この運営規程は、平成25年6月1日一部改正。

この運営規程は、平成25年11月1日一部改正。

この運営規程は、平成26年4月1日一部改正。

この運営規程は、平成26年9月1日一部改正。

この運営規程は、平成29年4月1日一部改正。

この運営規程は、2020年11月1日一部改正。

この運営規程は、2022年5月1日一部改正。

この運営規程は、2024年4月1日一部改正。